

国土入企第4号
令和2年4月1日

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用促進等について

建設キャリアアップシステムは、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みであり、技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境の整備や、将来にわたる建設業の担い手確保に資するものとして、平成31年4月から運用が開始され、着実に制度の利用が進められているところです。建設キャリアアップシステムを「建設業界共通の制度インフラ」として更なる普及・活用を促進する観点から、令和2年3月23日、国土交通省と建設業者団体が連携し、令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた具体策等からなる、「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」（別添1）（以下「官民施策パッケージ」という。）をとりまとめ、このたび、建設業者団体に対して積極的な制度の活用等を要請（別添2）するとともに、地方公共団体及び各府省庁等あてにも通知（別添3、4）を行っておりますので、参考まで送付いたします。つきましては、貴団体傘下の企業へ周知していただくとともに、下記について、ご協力及びご配慮をお願いいたします。

記

1. 建設キャリアアップシステムについては、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）においても制度の活用促進を図る旨が明記され、公共工事における取組を公共発注者に対して要請したところですが、官民施策パッケージにおいては、公共工事等における建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の令和5年度からの建設キャリアアップシステム活用への完全移行の方針や、国土交通省直轄工事

における CCUS 義務化モデル工事の実施等について盛り込まれ、地方公共団体が発注する工事においても、建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている元請事業者に総合評価落札方式で加点を行う取組やその検討が一部の県で始められるなど(別添5)、公共発注者による取組が着実に進められているところであります。

建設キャリアアップシステムは、建設技能者の技能と経験に応じた賃金の支払と処遇改善に加え、施工体制台帳の作成の効率化等にも資するものですが、建設工事の現場において活用されるためには、技能者によるキャリアアップカード(以下「カード」という。)の取得に加え、カード取得者が建設工事の現場で就労実績等を蓄積できるよう、工事を受注する元請事業者による現場登録とカードリーダーの設置や施工体制に参画する下請事業者による施工体制登録等がなされることが必要です。

工事の品質確保には、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であり、若者をはじめとする技能者が、中長期的に確保・育成される必要があります。このため、建設キャリアアップシステムの現場での活用を促進するためには、民間発注工事においても、元請事業者による現場登録とカードリーダーの設置や、施工体制に参画する下請事業者による施工体制登録等の円滑な実施など、建設キャリアアップシステムの活用に向けた環境整備が進められることが重要です。

今後、国土交通省及び建設業界を挙げて、建設キャリアアップシステムを建設業界共通の制度インフラとし、公共工事・民間工事を問わず、その完全活用の実現を目指す取組を加速することとしていますので、民間発注工事においても、元請事業者及び下請事業者による建設キャリアアップシステムの活用や、工事に従事する技能者がカードを利用できる環境整備が図られるよう、元請事業者による現場登録やカードリーダーの設置などについて、必要に応じて適宜ご配慮をお願いするとともに、元請事業者はじめ建設企業等への普及啓発や理解促進にご協力をいただようお願いします。

2. 建退共制度については、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図る観点から、その普及徹底を推進することが重要です。公共工事については、工事の予定価格において掛金納付のための財源が措置され、元請事業者において下請に係る掛金納付や証紙の交付等の処理がなされる運用となっていますが、建退共制度は、公共工事・民間工事を問わず、現場で働く建設労働者を雇用する場合に適用される制度であることから、民間工事についても、共済契約者等において建設技能者が働いた日数に応じて掛金の納付等が適切に行われるよう、制度が適正に運用されることが必要です。

官民施策パッケージでは、令和3年度から建設キャリアアップシステムを活用した公共工事について、建退共制度に係る掛金充当確認等の履行強化を図るとともに、民間工事についても建設企業による掛金納付・充当の徹底を図ることとし、民間工事を含め、令和5年度から建設キャリアアップシステム活用への完全移行の方針を掲げたところでありますが、貴団体におかれては、建設産業における建退共制度の意義と運用徹底の趣旨について十分ご理解いただくとともに、建設業者団体あての要請において、民間発注工事についても、元請事業者等による適切な対応を要請したところでありますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

また、建退共制度の掛金納付に係る受注者の費用は、工事の施工に従事する建設労働者に係る必要経費であり、工事の請負金額に適切に反映されるべきものと解されるため、貴団体傘下の企業が発注する工事におかれましても、建退共制度の適正な履行が図られるようご配慮をお願いいたします。

以上